

中国法の近代化における翻訳の影響と 異なる時期の特徴

吉田 慶子

The Influence of Translation on the Modernization of Chinese Law and Characteristics of Different Times

YOSHIDA Keiko

要旨

19 世纪开始进入近代法的时代。亚洲国家只有具备近代西方法制的国家才能与欧美各国列强建立平等外交关系，其他的国家或沦为欧美列强的殖民地，或被迫不得不接受不平等条约。

在这样的状况下，日本通过明治维新大规模翻译、移植西方法律，先行选择了脱亚入欧的道路。一方面，没有赶上时代潮流的中国为了修改不平等条约，脱离半殖民地的困境，迫于救国强国的目的不得不以翻译为媒介引进日本和德国法迈出中国法律近代化的步伐。

本稿将中国法律近代化的历程以萌芽期、准备期、形成期和吸收期进行时代划分。萌芽期为 1830~64 年鸦片战争前到《万国公法》出版；准备期从 1864 年的《万国公法》出版之后到 1902 年；形成期从 1902 年任命沈家本、伍延芳为修订法律大臣、设立修订法律馆直至清朝崩溃；而吸收期为 1912 年到 1949 年中华人民共和国建立。约 100 年期间，以日中法律文化交流为中心，重点考

察各时期的翻译活动的手法和特征以及对现代所带来的影响。

キーワード 法学図書の翻訳、中国法の近代化、日中文化交渉、翻訳の方略

はじめに

19世紀から近代法の時代になり、当時の世界的状況を俯瞰する場合、アジア地域の国は近代西洋型法制を有する国のみが対等に欧米諸国と外交関係を結ぶことができ、それ以外は欧米列強の植民地か、不平等条約を強いられる形になっていた。世界的にみると、法学の近代化は2つのモデルがある。一つは、「原生性、自発性」¹⁾と呼ばれ、自国の経済、政治、法律と文化の発展による内在的な要求によるもの、イギリス、ドイツなどの西洋国家はこれに属する。もう一つは「派生性、継受性」、つまり外的な圧力を受けることで、西洋国家の法律と法学概念を大量に導入、継受によって実現される近代化である。日本、中国とインドなどはこれに当たる²⁾と言われている。

日本では、1868年に明治維新により西洋法の大規模な翻訳が行われ、脱亜入欧の道を選んだ。一方、時代の流れに乗り遅れた中国は、不平等条約の改正、半植民地からの脱出、最終的には救国などの必要性に迫られ、日本法とドイツ法の翻訳を起点として、後を追う形でようやく近代法の道を歩みだすことになった。

中国法の近代化の道のりを考える場合、まず中国にとって「近代」を明確に示す必要がある。西洋史では、15～16世紀以降を近代と呼び、ルネサンス、大航海時代、宗教改革などがその幕あけとされている。日本では、明治維新をもって資本主義化、市民社会化への出発点とする観点から、近世と呼ばれる江戸時代の幕藩体制が崩壊した明治維新以降を近代と呼ぶのが一般的である。ただ日本の資本主義化への始動の時期を幕末と考え、天保の改革やペリー来航をもって近代の始りとする説もある。一方、中国では19世紀中期

¹⁾ 何勤華 (2004) 『法律文化史譚』 288 頁

²⁾ 何勤華 (1998) 『法学研究』 (2) 「中国古代法学的死亡与再生」 134 頁

のアヘン戦争前後から1949年中華人民共和国が成立するまでを近代とするが、1949年以後を現代としている。

中国法制史学者何勤華（2004）は論文で、法律史の研究方法を政治史と区別して考えるべきだと主張し、一般的に中国近代政治史上の事件、つまり「五四運動」を中国近代法学の誕生、成長のタイムポイントとせず、法学発展の歴史的な変遷を基軸にする基本的な考え方について、筆者も賛同する³⁾。ただし、何氏は、中国近代法の発展を萌芽期と誕生期の2区分について述べるのみで、筆者はそれだけでは不十分で再考の余地があると考え。日清戦争以後、中国法はこれまでと比べられないほど日本からの影響が大きく、そして、清政府が近代法の制定に乗り出し、その役割を担う修訂法律館の設置後法律の制定などの変化に大いに注目すべきだと思われる。それらの法律の影響などの点に着目し、何氏の誕生期をさらに準備期と成長発展期に再区分した。

一方では、中華民国の法整備はあくまでも近代法のひな型であり、近代法と封建法の特徴を合わせて持つ二重性があると指摘する学者もいる⁴⁾。しかし、「六法」の構築などでみられるように、西洋法を体系的に吸収したことは非常に重要なタイムポイントと言える。

1949年中国成立以後は、これまでの六法を廃止し、ソ連から社会主義法の移植を図った。1949年10月に新中国が成立してまもない翌年の2月22日に中国共産党が公布した「中央关于废除《六法全书》和确定解放区司法原则的指示」には「中央关于废除国民党《六法全书》和确定解放区司法原则的指示」が示された。この指示により、これまでの法律を資本主義の法であるとして廃止し、当時ソ連の社会主義法の影響を受けるようになった。法律用語や法概念に関してはこれまでの影響が認められるものの、法的体制、法体系はかなり異なる性質を持っている。本間他（2006）は、「現代中国法の現代とは、1949年の中華人民共和国成立以降である」⁵⁾など、日本の中国法研

³⁾ 何勤華（2004）『法律文化史譚』319頁注

⁴⁾ 熊達（2004）『現代中国の法制と法治』70頁

究者は一般的に1949年の新中国の成立を中国近代法と現代法の境目と広く考えられている。

これらの観点を総合的に考慮して、本稿の調査期間は、1830-1949年の間を対象として、中国法近代化の道のりを萌芽期、準備期、形成期と定着期の4つの時期に分けて考える必要があると思われる。萌芽期は1830~1864年、つまりアヘン戦争前から『万国公法』出版までの期間として、準備期は、1864『万国公法』出版から1902年修訂法律館の設置までとする。そして、形成期を1902年の沈家本、伍廷芳の修訂法律大臣の任命、修訂法律館の設置から清朝崩壊までの間、さらに、1912中華民国臨時政府（南京）から1949年中華人民共和国成立までを定着期とする。

本稿は、1830年から1949年の約百年の間、上述4つの異なる時期における中国法の近代化における翻訳活動、その手法と特徴、並びに現代に与える影響について、日中法律文化の交流を視野に入れながら考察していく。

1. 萌芽期の翻訳活動と日中間の交流

萌芽期における中国の翻訳活動は、一言で「伝播型」と特徴づけることができる。つまり、西洋情報の中国への伝播はもっぱら外国人宣教師を中心に行われていた。その背景には、1811年の清政府の「西洋人伝教・治罪専条」により、伝教の禁止だけでなく、外国人に中国語を教えたり、外国人による中国の図書購入も禁止した。宣教師たちは伝教したいという切実な気持ちに駆られ、西洋の進んだ技術や情報を紹介することによって、伝教の目的を果たすための手段として翻訳活動を行った。一方、中国人は中華伝統思想を固持し、外国情報の重要性を十分に認識していなかったため、宣教師たちからの一方的な伝播となった。

この時期は、宣教師と中国人協力者を中心に翻訳が行われていた。主に唐宋時代仏教典の翻訳に用いられた「外述中訳」、或いは「中述外訳」⁶⁾という

⁵⁾ 本間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則（2006）『現代中国法入門（第4版）』有斐閣、初版序v部分

スタイルを取っていたとみられる。それは、外国人宣教師の中国語能力がまだ不十分な状況の中、中国人協力者のサポートに頼らざるをえない現実的な問題を抱えているからである。そのため、中国人との密接な協力を通じて、展開されていたとみることができる。しかし、主導権は宣教師側が握っているため、翻訳作業は、主に宣教師側が図書を選び、その図書を中国語に口頭で訳し、中国人協力者が通訳内容を記録するか、あるいは中国人協力者が宣教師の翻訳したものを潤色するといった流れで、完成するまでいくつかの段階に分けたチームワークで行なっていた。ゆえに、中国人が主体性を持って翻訳した図書はほとんどみられず、翻訳理論に関する記述も皆無の状態であった。

この時期における翻訳は、法学図書、新聞、定期刊行物における翻訳文の掲載、英華・華英辞典の編纂などを中心に展開していた。

法律の近代化に与えた影響の大きさという観点から特に注目したいものとして、「制夷」のため、1839年に林則徐がアヘン禁輸の欽差大臣に命じられたことが挙げられる。彼は広州にいる間、アメリカ宣教師ピーター・パーガー（Peter Parker、中国語：伯驾）と中国人の袁徳輝が「滑達爾各国律例」（The Laws of Nations, or Principles of the Law of Nature, Applied to the Conduct and Affairs of Nations and Sovereigns, スイス法学者 1758 年出版別名「各国律例」日本では「ヴァッテル万民法」と呼んでいる）を抄訳させたことで知られている。中国における法学図書の中国語への初めての翻訳実践であり⁷⁾、のちの「万国公法」の翻訳の土台となったと言える。

この時期、日本はまだ中国を通じて西洋情報を収集していたため、宣教師たちの翻訳した図書は日本にも大きな影響を与えた。その一例として、1862年のブリッジマンの『美理哥合省国志略』とその後全面的に書き改めた『大

⁶⁾「外述中訳」とは、外国語の文章を中国語に翻訳する場合、外国人宣教師が口述し、中国人協力者が中国語にまとめる方法を指す。一方、「中述外訳」はその逆の方法である。

⁷⁾ピーター・パーガーが翻訳したのち、袁氏が追加したという説と、袁氏はピーター・パーガーの翻訳を参考に加筆修正した説がある。

『美联邦志略』の刊行を取り上げることができる。該書は、開創政体7カ条、法権（立法権）、行法権（行政権）、審判（司法権）三権を詳しく解説した⁸⁾。この翻訳書は直ちに日本に伝わり、2年後の1864年には箕作阮甫が『大美联邦志略』訓点本を出版し、さらに、4年後（1868年）に副島種臣と福岡孝弟がアメリカ合衆国憲法等を参考しながら、明治維新における新政府の政治組織（政体）の大綱をうたった布告書を『政体書』と名付けた。このことから、この翻訳書の影響とみることができる。

図書の翻訳出版のみならず、宣教師は中国語による新聞発行も積極的に行なっていた。特筆すべきものとして、イギリス宣教師ベイレン（William Milne、中国語：米怜）が1815年8月5日にマレーシアのマラッカで創刊した「察世俗毎月統記伝」（Chinese Monthly Magazine）とドイツ人宣教師カール・フリードリヒ・アウグスト・ギュツラフ（K. F. A. Gützlaff、中国語：郭实猎）が1833年7月に広州で創刊した「東西洋考毎月統記伝」（Eastern and Western Monthly Magazine）である。後者は、近代中国の国内で初めて刊行された中国語の定期刊行物と言われている。直接、法律に関する翻訳は少ないものの、諸外国の政治制度などの紹介について若干の記述を残していた。

言うまでもなく、英漢・漢英辞書の編纂は訳語の統一、のちの翻訳に計り知れない影響を与えている。当時の中国語には近代法概念に対応する語彙がまだ存在しないため、既存の法律用語あるいは解説的な意識で処理されるケースが多くみられた。

この間の日中文化交流について、蘭学者である柳川春三の『横浜繁昌記』内の「非洋学先生、則不能得而読也。近今英米二国、脩漢学、在香港上海等処、所刊漢字著書頗多。亦足知全世界之繁昌矣」⁹⁾という記載から、当時の日本における知識人が世界を知るための情報収集の手段として、漢語に訳した欧米書籍を手掛かりにしていた様子をうかがえる。このような活動の裏には、

⁸⁾ 佐々木揚（2003）「清末の憲法－日清戦争前後」『九州大学東洋史論集（31）』、九州大学文学部東洋史研究会、42-45頁

⁹⁾ 柳川春三（該書は錦溪老人の名で発表）（1903）『横浜繁昌記』

これまで培ってきた漢文訓読の翻訳法が大きく役割を果たしていた。また、この時期の宣教師たちの努力によって、多くの新漢語が創出され、中国語における近代法の関連概念語彙の欠如と意味的空隙を埋めるだけでなく、関連書籍と共に日本に伝わり、日本にも多大な影響を与えていたと言える。

2. 準備期における翻訳活動と日中間の交流

1864年の『万国公法』の翻訳をきっかけに、中国は近代法の準備期にかかる。その背景として、アヘン戦争後、鎖国政策をとってきた中国は、西洋の強力的な力によって開国せざるをえなかったため、一部の中国人知識人と開明官僚たちは西洋型法制の必要性を意識し始めたことが挙げられる。彼らは、西洋の司法制度に関心を持ち、情報収集のために翻訳を用いた。

この時期における中国の翻訳は、「伝播型」から「受入型」に転換していた。清政府は外国語情報の必要性に自覚したが、同時に、その必要性を満たすための翻訳人材不足の問題も意識し始めた。そのため、外国人宣教師に頼りながら、国内において新しい学堂を開設し、外国語教育など人材養成に力を注ぎ、また留学生の海外派遣に至るようになった。後に多くの優秀な科学者兼翻訳家はこの留学生の中から生まれた。梁啓超もこのことについて「西洋留学生与本国思想界發生影響者，復其首也」¹⁰⁾と記し、嚴復はその代表的な人物である。

一方、翻訳は萌芽期の方式を引継ぎながら、中国側の設置した京師同文館、天津水師学堂、上海江南製造局などの訳書局を中心に、組織的、系統的に選ばれた西洋の図書を翻訳していた。京師同文館は主に西洋国家の社会、経済、法律、外交と政治制度などの社会科学関連図書および数学、物理、化学、天文と地理などの領域に関する自然科学書などを、200種類の図書を30年間で翻訳した¹¹⁾。また、江南製造局の場合は、主に軍事、エンジニア技術など自然科学と応用科学に関する書籍353種類を翻訳した。翻訳図書の選択は中

¹⁰⁾ 梁啓超（1998）『清代學術概論』上海古籍出版社，98頁

¹¹⁾ 王秉欽・王頡（2009）『20世紀中国翻訳思想史』南開大学出版社，27頁

国側を中心に、選択的に行うようになった。また、これらの学堂や訳書局の卒業生と留学生たちの中から独立した中国人翻訳者が生まれ、日清戦争を境に日本から情報収集するよう方向転換した。

翻訳の視点から中国法の近代化における影響を考える際、特筆すべきものは『万国公法』の翻訳である。宣教師として着任したアメリカ人マーティン（William Martin 中国語名：丁韞良）は Henry Wheaton の “Elements of International Law” を中国語に翻訳し、1864年に『万国公法』を刊行した。『万国公法』は日本にも大きな影響を与えていた。当時、日本も西洋諸国との不平等条約の改正が国家の政治課題となっていたため¹²⁾、翌年には開成所をはじめ松江、延岡などの諸藩で翻刻され、訓点本や和訳本、注解本などが次々と出版されるようになった¹³⁾。その後、堤殻士志は漢語を日本語に重訳『万国公法訳義』、や重野安譯訳の『和訳万国公法』、またホイートン原著から直接訳した瓜生三寅訳『交道起源 一名万国公法全書』が刊行されたことは、穂積（1980）が「これまで鎖国独棲しておった我國民は、始めて各国の交通にも条規のあることを知ったのであるから、識者は争うてこの書を読むが如き有様であった。」¹⁴⁾と語っているように、幕末から明治初期に渡り、日本に与えた影響の大きさを窺い知ることができる。また、坂本龍馬は、熱心な読者の一人として、いろは丸沈没事件の際に、『万国公法』を出版することで国際法を日本に認知させ世論を味方につけ、大藩である紀州藩との賠償交渉を有利に進めようとした¹⁵⁾とされている。

この時期の翻訳理論は、専門用語の翻訳に関する「訳名7原則」を取り上げることができる。一方、留学から帰国した中国人翻訳者から自主的な翻訳を始めたため、近代中国における翻訳論の芽生えもこの時期である。

中国近代初めて翻訳について論じたのは、馬建忠である。馬氏は1876年

¹²⁾ 山室信一（2005）『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』岩波書店、10頁

¹³⁾ 高放（2012）『清末立憲史』4頁

¹⁴⁾ 穂積陳重（1980）『法窓夜話』182頁

¹⁵⁾ 平尾道雄（1985）『新版龍馬のすべて』283頁

にフランスへ留学し、フランス語、英語、ラテン語、ギリシア語などに堪能であった。そのため、近代言語学の観点から、ラテン語文法体系を参考に、古代中国語文法を研究する図書として1898年に『馬氏文通』を出版している。彼は翻訳について「善訳説」を説いている。この「善訳説」における「善訳」の条件として、起点言語と目標言語の深い教養を必要とし、また、文法、語源、文体、修飾についても深い造詣が求められると強調している。

さらに、翻訳過程について次のように記述している。

「一书到手，经营反复，确知其意旨之所在，而又摹写其神情，仿佛其语气，然后心悟神解，振笔而书」

「意旨」は、著者の意図、主旨をよく会得すること。「神情、语气」とは、表情、口調を真似すること。そして、「心悟神解」、つまり、原著者の考えをよく理解し、主旨を完全に理解したうえ、翻訳に当たるべきと説明している。

そして、「善訳」の求める境地とは、

「译成之文适如其所译而止，而曾无毫发出入于其间」

すなわち、起点テキストと目標テキストは、寸分もたがわないことが翻訳者の目指す最高の境地という。

なお、現在でも語り継がれている嚴復の「信达雅」の翻訳理論もこの時期に生まれたものである。「信」は原文に忠実であること、「達」は文脈が滑らかであること、「雅」は文が美しく上品であることを意味する。これを近代中国翻訳論の基本原則と理念の確立とみることができる。

その他、改良維新派運動の重要な人物である康有為や梁啓超も翻訳について多くの論著を残している。特に梁啓超氏は『政事』において翻訳の重要性を強調した。また、1897年に「時務報」において有名な長編作『変法主義』を発表し、その第七章「論訳書」は彼の翻訳論に対する考えを詳しく述べて

いる。

清末期における中国知識人たちの翻訳活動は、救国と近代知識の啓蒙を趣旨として展開している。その間、多くの翻訳家が誕生し、また翻訳活動が広く社会へ浸透していくにつれ、この状況に呼応して翻訳のあり方について激しい議論も行われていた。

一方、明治維新前後により、これまで中国から情報収集、吸収する流れが少しずつ変化を見せ、日本は積極的に西洋から直接図書を翻訳するように方向転換した。法学領域における先駆けは、1869年から政府主導で翻訳されたフランス刑法典、翌年はナポレオン法典と呼ばれているフランス民法典を手掛けたことである。全訳したフランス諸法典は、日本人にとって初めて現代法というものに触れ、日本法律学の基礎を築いたことで、中国より一歩先に進んで近代的法制度の整備が行われた。

3. 形成期における中国の翻訳活動とその特徴

1902年に清政府は沈家本、伍延芳の修訂法律大臣の任命、修訂法律館の設置を通じて、積極的に外国の法学図書を中国語に翻訳し、近代法づくりに乗り出した。修訂法律館は、1902年5月13日に清政府が法律修正の専門機関として設立を命じ、法律の起案、各種法典の起草と既存法律の見直し、修正や各種章程の制定を職責とした機関である。

さらに、中国はじめての憲法制定に備えて、1905年に清朝政府は2つの大臣グループを編成し、それぞれ日、英、米、仏、独、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、オーストリアに派遣して、立憲制度を視察させた。その視察資料を整理、各国憲法の翻訳するために考察政治館を新設し、1907年に憲政編查館に名称を変更した。

修訂法律館と憲政編查館の設置は、中国法の近代化の歩みに重要な役割を果たしている。

一方、1905年五大臣政治視察団が外国に派遣されたことを皮切りに、多くの政治、法制視察者が日本に殺到し、日本の大学で法律講義を聴講する人

や、日本の立法府をはじめ、裁判所、行政機関、警察、監獄などの政治法制機関を視察する人もいた。特に、1905年10月、朝廷の許可を受けて派遣された董康、麦秩巖、王守恂の日本法制視察は、中国の法制近代化の手本を日本に照準した大きな試みである¹⁶⁾。

これらの日本視察者の多くは、修訂法律館や憲政編查館に重用されていた。「憲政編查館に所属していた156人の職員の中で、日本視察経験者と日本留学経験者は44.7%を占め、法案査定業務を司る編成局ではさらに72.4%に及んだ。日常業務の指導にあたる提調4人の中で3人が日本視察経験者であった。」¹⁷⁾。一方、修訂法律館の場合は、「1907年に修訂法律館に所属する常勤職員35人（の）中、57.14%が日本視察経験者または日本留学経験者であった。」¹⁸⁾とされ、日本からの情報収集が盛んであったことの一端を示している。

「1910年まで憲政編查館の機関紙『政治官報』に載せられた外国の法律、政治を紹介文章の統計として、諸外国の法律については29点、政治制度は37点であるが、そのうち、日本に関するものはそれぞれ90%弱と67%強を占めている。また、『修訂法律館』は1904年に発足して直ちに外国法翻訳に着手したと推測される。沈家本1907年の報告によると、1907年12月までに翻訳した36の外国法の中、日本法は11と一番多かった。その内訳は、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法など幅広く、すべての法分野にわたっていた。当時は、漢訳の日本法学著書、編集された日本の教科書は中国の法学界にあふれていたといわれている」¹⁹⁾、このように数多くの日本法学図書が翻訳されていたことを窺い知ることができる。

日清戦争で日本の飛躍的な成長を目のあたりにして、さらに日露戦争の結果は、さらに拍車をかけることになった。中国の知識人と官僚はすでに堅船

¹⁶⁾ 熊達（2004）『現代中国の法制と法治』58頁

¹⁷⁾ 前掲注16, 58頁

¹⁸⁾ 前掲注16, 59-61頁

¹⁹⁾ 前掲注16, 29頁

利砲だけでは国を救うことができず、憲法を中心とした西洋法を体系的に作る必要性を強く意識しはじめた。この期間における中国の翻訳活動は「創造型」に変化し、外国法や法理論を吸収すると同時に、中国の社会に適した法体系、法づくりを模索していた。具体的には主に西洋法律の継受、日本語或いは日本語に翻訳された西洋法律図書の翻訳、日本人法律顧問や教習など法学者を招聘し、直接の伝授などが指摘できよう。

資料を考察するとこの時期ほぼ全国範囲にわたって、日本人教師が中国の法学者、公務員を養成する法政学堂、警察官を養成する警察学堂などで教鞭を執っていた。当然、教育を行う場合、自ずと教科書が付き物となる。当時京師法律学堂では「使用されていた教科書も殆ど日本の書物の漢訳か日本で留学していた時に聴講した日本人教員の講義の記録などであったという。(中略)日本人教習が清末の中国法学教育をほぼ独占したため、日本の法律や法制度の影響が卒業生を通して全中国へ広がっていた」²⁰⁾と記述している。

このように当時の日本人教習たちは学校での教育に限らず、著書の出版、法律の起草作業など広範囲にわたって活躍していたと捉らえることができる。詳しい法整備や法律の制定に関する具体的な活動については本稿では割愛するが、これらの一連の活動は当然語彙の受容と吸収も伴っていたと考えられる。中国語における日本語語彙の受容について、沈国威(2008)は「近代中国語の場合は、正に西洋伝来の新しい概念を言い表すために、日本で作られた訳語を必要とし、それらを借用したのである。このことを裏返せば、近代の中国語は、西洋からの新概念を言い表すために、十分な語彙を用意していなかったということになる。新しい語彙の参加は、このような体系上の空白を埋めて行くのである」²¹⁾と述べ、これまでと比べられない程、翻訳をメディアとして専門中国術語、中国法の近代化への貢献に大きな影響を与えたと考えることができる。

一方、中国人の法科留学生の活躍も無視できない。法制史の専門家は、「法

²⁰⁾ 前掲注 16, 61 頁

²¹⁾ 沈国威(2008)『改訂新版『近代日中語彙交流史』227 頁

科留学生は、中国近代法学の誕生と成長に多岐な役割を果たしている」²²⁾、「中国近代法学の各学科の学術リーダー、各主要な法律学院、学科の有名な法学教授は、ほとんど法科留学生である」²³⁾と評価している。また、当時影響があった法学翻訳書とテキストはほとんど法科留学生の翻訳によるものであった。日本法典を翻訳した『新訳日本法規大全』（全10巻と法律用語解説付き、翻訳者のほとんどは留日法科学生²⁴⁾）、浅井虎夫の『中国法典編纂沿革史』（翻訳者陳重民）、穂積陳重の『法律進化論』（全3集）（翻訳者黄尊三、薩孟武等）、美濃部達吉の『公法と私法』（翻訳者黄馮明）、松井嘉幸の『中国国際法論』（翻訳者李大鈞）などは留日法科学生の盛んな翻訳活動を示すものである。

当時日本に亡命していた梁啓超は、日本語の習得と日本の新聞や書籍の読破に明け暮れ、「自此居日本东京者一年，稍能读东文，思想为之一变」²⁵⁾と自身の意識変化を述べ、多くの翻訳作品を残している。また、1903年に出版された留学生による新名詞の解説書『新尔雅』では「释法」部を設け、新法律用語を解説している。このような大規模な翻訳活動の背景には「当時の中国は日本の憲法政治が日清戦争の勝因をなしてゐると考へたから、法律書は非常に熱心に譯された」²⁶⁾が大きな要因であったと日中文化交渉学の専門家は分析している。このような翻訳作業は、体系的に近代法、近代法理論を移植し、専門概念とともに大量な和製法律漢語も中国に流入することになった。

この時期には明らかに専門的な法学知識を持った翻訳人材が多く現れ、翻訳力もある程度備えるようになったと言える。また、翻訳のあり方に関する議論も盛り上がりを見せている。

日中の文化交流も日清戦争前後を境目に、流れが完全に逆転し、中国はもはや完全に日本を中心に西洋法の情報収集に転換していたとみられる。

²²⁾ 何勤華（2006）『中国法学史（第三卷）』69頁

²³⁾ 前掲注22，72頁

²⁴⁾ 『新訳日本法規大全点校本』（2007）総序部分による。

²⁵⁾ 梁啓超（1902）『飲氷室合集・文集之十一』「三十自述」18頁

²⁶⁾ 実藤恵秀（1940）『日本文化の支那への影響』6頁

4. 定着期における中国の立法活動

清政府の近代法化作業は清朝の崩壊と共に夭折した。しかし、これまでの外国法学書の翻訳、法律の移植の試みは決して無駄ではなかった。南京臨時政府は3か月しか存続しなかったにも関わらず、孫文を中心にアメリカの国家制度を手本に『中華民国臨時政府組織大綱』、臨時憲法『中華民国臨時約法』を制定し、民主共和制の方式を取り、三権分立の確立、「天賦人權」の原則をもとに国民の民主自由権利も初めて明文化した。

1928年の国民政府により、憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法と行政法規の六分野及び関連法規からなる六法の近代法体系が整備されるようになった。一方、民法などの制定はこれまでの日本一色から大陸法より近代法を吸収する試みも見られる。

これまでの法学図書の翻訳活動の恩恵を受け、中国法は漸くよちよちと独り歩きし始めた。

まとめ

中国社会科学院哲学研究所の李河氏は「アヘン戦争から今日まで、約半世紀の間、中国の学術はすべて翻訳に支えられた学術である。(中略)したがって、翻訳活動と中国近代社会と切っても切れない関係があり、中華民族の文明伝統の基本的な根幹に対して構造的な影響を与えている」²⁷⁾と評価している。また、法制史学者は、「中国近代法学は模倣の色彩が色濃く、外国法学の影響が強く、ある意味において「翻訳法学」とさえ呼ぶことができる」²⁸⁾と中国法の近代化における翻訳の重要性を論じている。翻訳を通して、

²⁷⁾ 原文「从鸦片战争开始直到现在，一个半世纪以来，中国的学术都是翻译支撑下的学术，不仅学术，现代学校的建立也深受翻译活动的影响。可以说，翻译活动和近代社会的变迁息息相关，对中华民族文明传统的基本骨干产生了结构性的影响。」和文は筆者の拙訳。《文摘报》(2012年08月02日06版学林漫步栏目)による。

²⁸⁾ 原文「中国近代法学的模仿色彩很浓，接受外国法学的影响强烈，在某种程度上甚至可以称其为“翻译法学”」和文は筆者の拙訳。《法学论坛》《法科留学生与中国近代化》[J]，2004，(6)：87-88頁

これまで中国になかった西洋の法学概念、法律術語はすべて翻訳の恩恵によるものといっても過言ではない。

参考文献

- 佐々木揚（2003）「清末の憲法－日清戦争前後」『九州大学東洋史論集（31）』、九州大学文学部東洋史研究会
- 実藤恵秀（1940）『日本文化の支那への影響』
- 何勤華（1998）『法学研究』（2）「中国古代法学的死亡与再生」
- 何勤華（2004）『法律文化史譚』商務印書館
- 何勤華（2006）『中国法学史 第三卷』法律出版社
- 高放（2012）『清末立憲史』
- 沈国威（2008）『改訂新版 近代日中語彙交流史』笠間書院
- 平尾道雄（1985）『新版龍馬のすべて』
- 穂積陳重（1980）『法窓夜話』
- 本間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則（2006）『現代中国法入門（第4版）』有斐閣
- 柳川春三（該書は錦溪老人の名で発表）（1903）『横浜繁昌記』
- 山室信一（2005）『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』岩波書店
- 熊達雲（2004）『現代中国の法制と法治』明石書店
- 梁啓超（1902）『飲氷室合集・文集之十一』

謝辞

本論文は東アジア文化交渉学会第9回年次大会、大東文化大学大学院中国言語文化学専攻学術シンポジウム（2017年度）の口頭発表をもとに書き上げたものです。

同僚の丁鋒教授より貴重なご意見をいただき、文教大学の山田忠司教授より文章の表現などご意見とアドバイスをいただきました。あわせて、御礼申し上げます。